

令和4年度かごしまジョブ・トライアル推進事業(求職者を対象とした インターンシップ)参加募集のご案内

参加者用

1 実施方法

(1) 県内の人手不足分野(建築・土木, 介護・福祉, IT関係等)において, 短期インターンシップ(職場体験)を実施します。詳しくは, 「かごしまジョブ・トライアル推進事業対象分野・職種一覧表」のとおりです。

なお, 上記対象分野でも, 事務・営業, 販売, 総合職等に係る職種は対象外となります。

(2) インターンシップ体験への参加を希望する方(「参加者」といいます。)は, 県ホームページから「インターンシップ希望届」をダウンロードし, 必要事項を記入の上, 事務局の「鹿児島県若者就職サポートセンター」へ, 持参, Eメール, FAX, 郵送により申し込んでください。

なお, 「インターンシップ希望届」は, ハローワーク利用者とハローワーク利用者以外の2種類に分かれておりますので, いずれが該当するものをご利用ください。

(3) 事務局では, 参加者と電話や対面での個別相談を行い, インターンシップ体験先となる事業所(「受入事業所」といいます。)とのマッチングを行います。

(4) インターンシップ体験実施日は, 参加者と受入事業所の希望を聞いて調整します(最長5日間)。

(5) 1日のインターンシップ体験時間は4時間未満とし, 主な内容は, 業務内容の説明, 事業所内見学等となります。

(6) インターンシップ体験終了後, 原則2回の就職状況に関するアンケート調査に御協力ください(1回目は, インターンシップ体験の感想について, 2回目は体験が終了してから概ね3か月後のご自身の就職状況に関する内容を予定しています)。

2 参加料

無料

3 損害保険への加入

インターンシップ体験期間中の事故に備え, 事務局の負担により, 参加者は傷害保険に加入していただきます。

4 その他

雇用保険受給者の方が本インターンシップを体験される場合は, ハローワークへ失業認定申告される際の求職活動となりますので, 詳しくは事務局の「鹿児島県若者就職サポートセンター」に体験証明書の発行についてご相談ください。